

**第2次 風間浦村地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

**令和5年3月
風間浦村 村民生活課**

■目次

1. 背景	2
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	5
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
(6) 長期目標	
3. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	10
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	11
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	15
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
参考資料	19

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を

2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

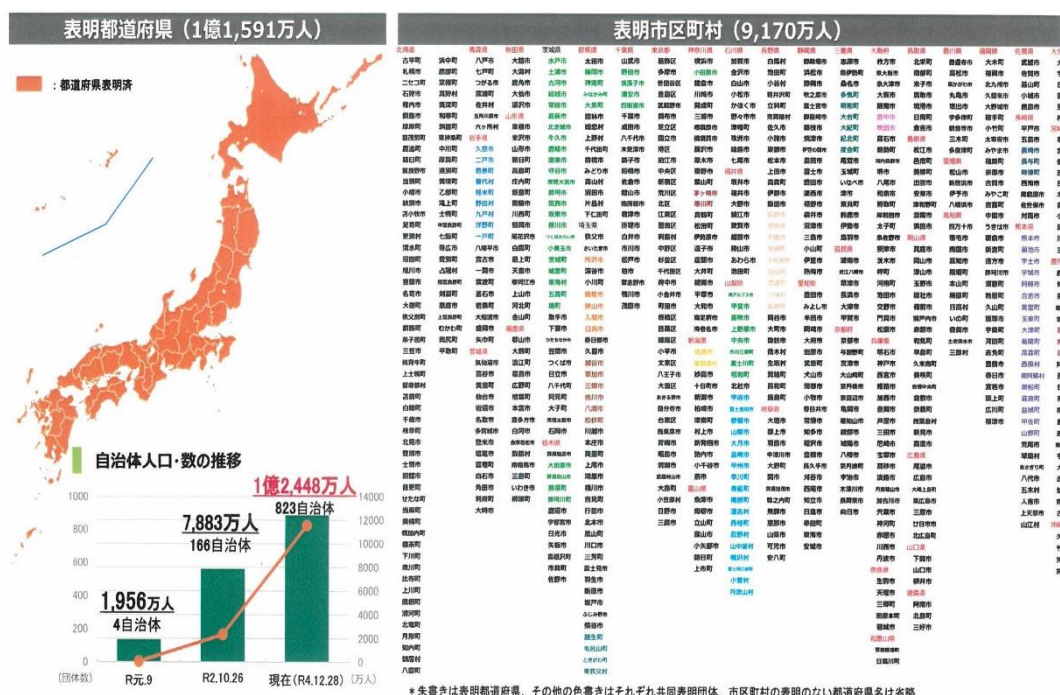
出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年12月28日時点においては823地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億2,448万人を超える計算になります。



2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

2. 基本的事項

(1) 目的

第2次風間浦村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「風間浦村事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、風間浦村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

風間浦村事務事業編の対象範囲は、風間浦村の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

風間浦村には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、風間浦村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

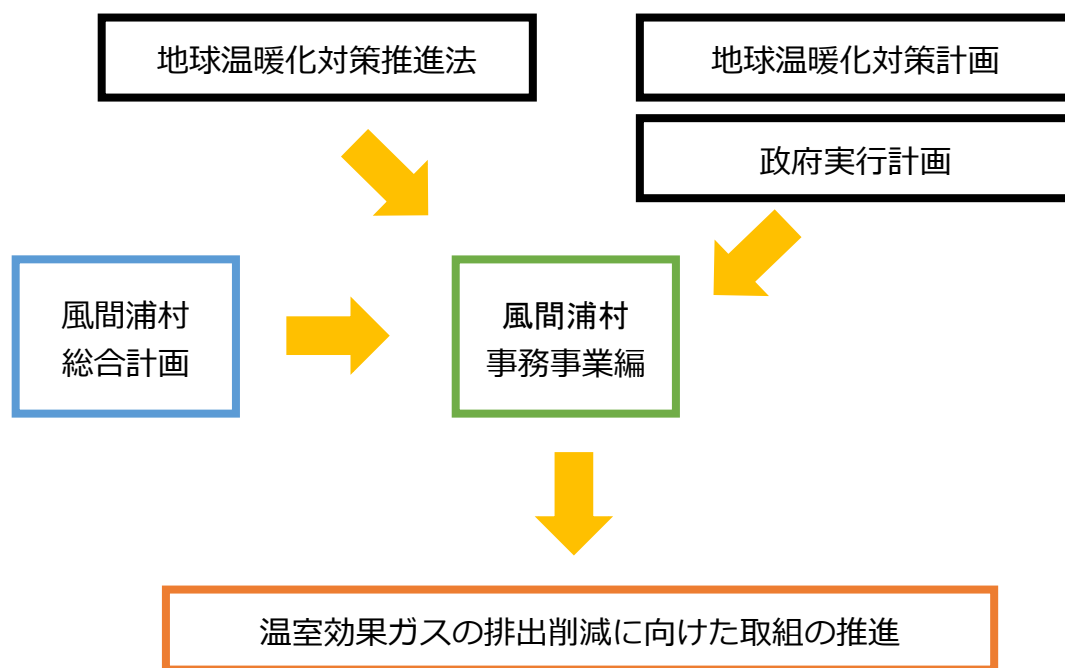
2022年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2026年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	…	2022	2023	2024	2025	2026	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間										

計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

風間浦村事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び風間浦村総合計画に即して策定します。



風間浦村事務事業編の位置付け

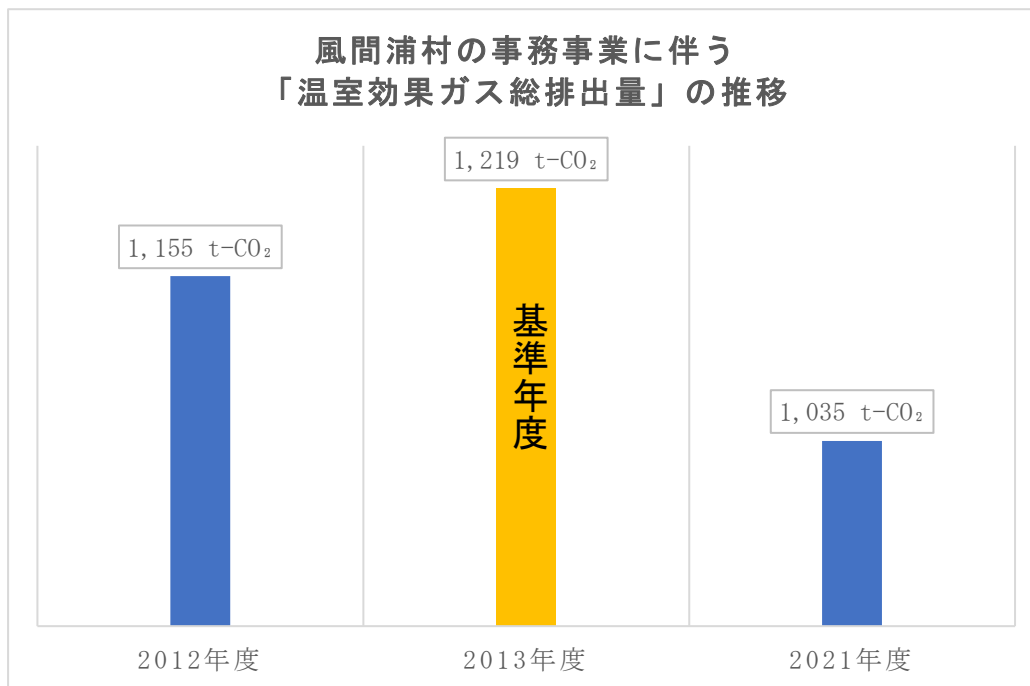
(6) 長期目標

風間浦村は、2050 年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けてあらゆる施策を総動員して目指します。

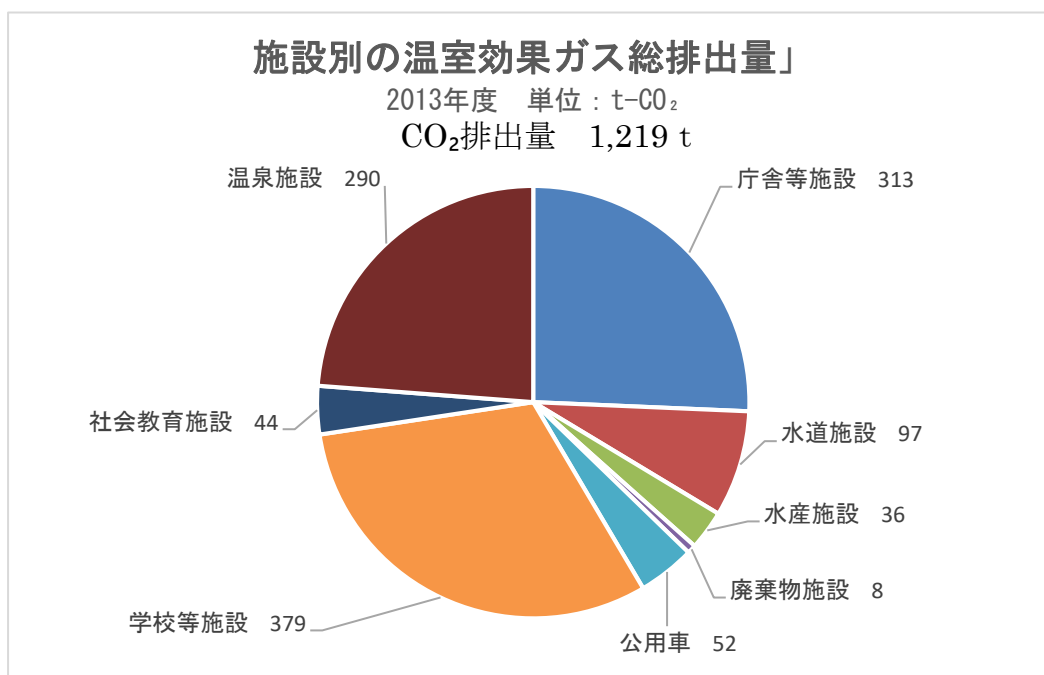
3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

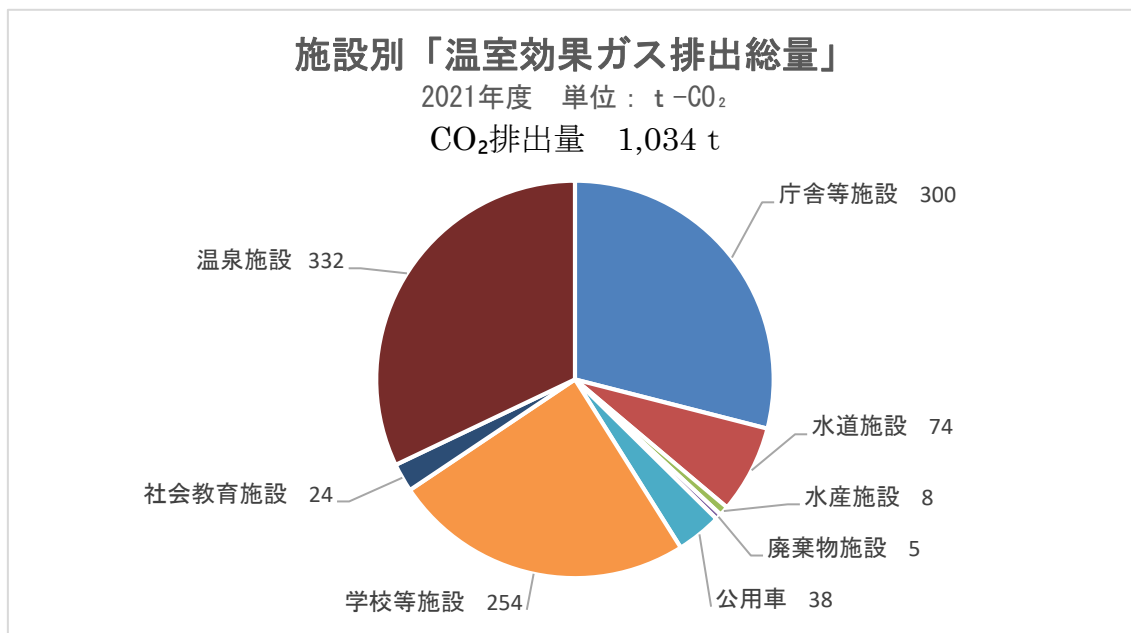
風間浦村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、1,219t-CO₂となっています。



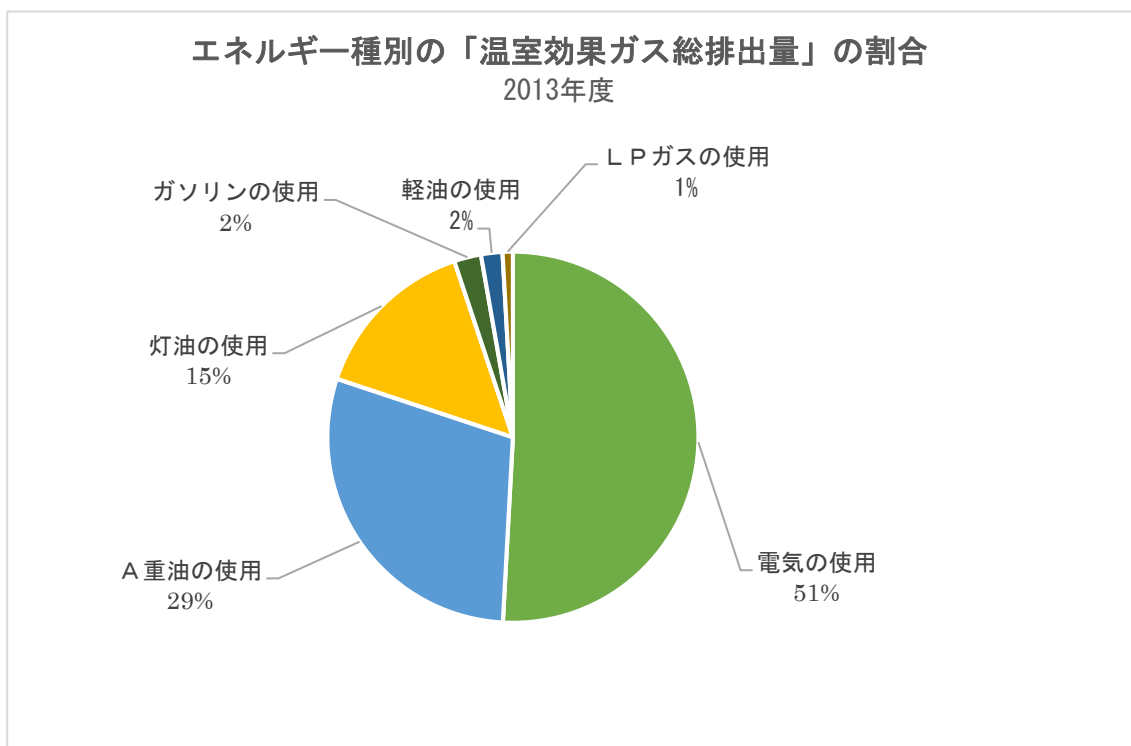
2013年度の施設別では、学校等施設（保育所・小中学校）が全体の31%を占め、次いで役場等施設が26%、温泉施設24%、水道施設8%などとなっています。



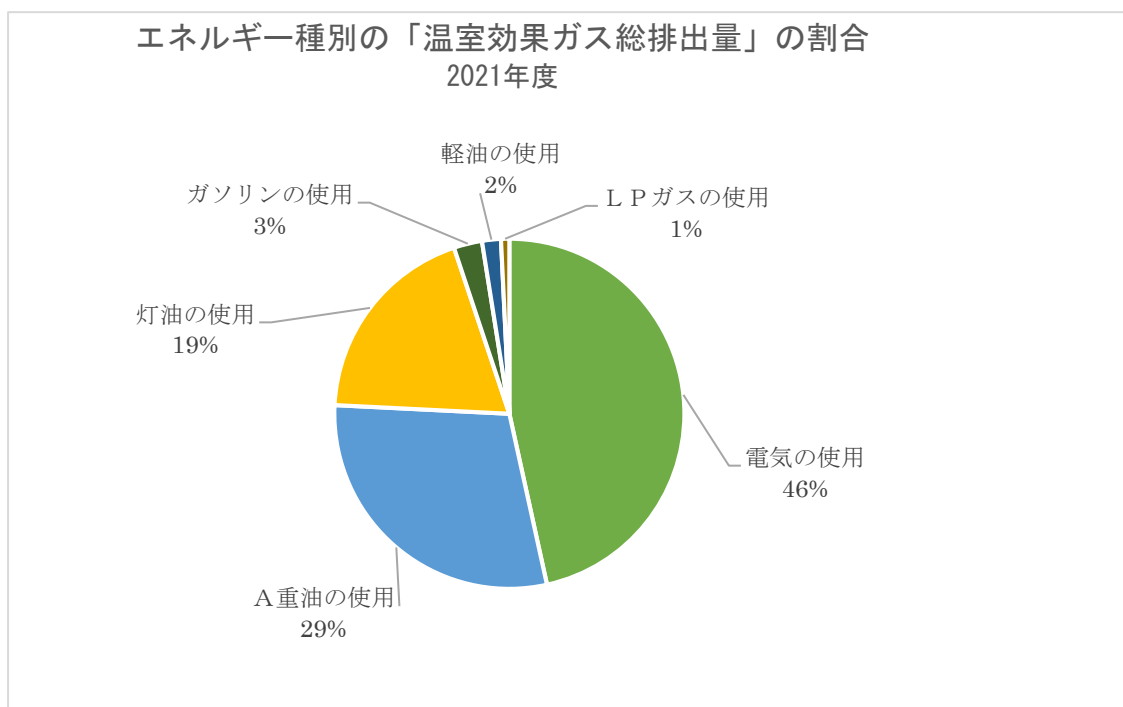
また、2021年度の施設別では、温泉施設が全体の32%を占め、次いで役場庁舎等施設29%、学校等施設25%、水道施設7%などとなっています。



2013年度のエネルギー種別では、電気が全体の51%を占め、次いで重油が29%、灯油15%、などとなっております。



また、2021年度のエネルギー種別では、電気が全体の46%を占め、次いで重油が29%、灯油19%、などとなっております。



(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

風間浦村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 温泉施設の新設による電気・灯油使用量の増加

② 減少要因

- 小学校の統合による電気・灯油使用料の減少
- コロナ渦における社会教育施設の利用頻度の減少
- 豪雨災害による各施設の利用頻度の減少

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、風間浦村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で事務業務部門として50%の削減を目標とし、温泉施設は産業部門と捉えて38%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,219t-CO ₂	645t-CO ₂
削減率	—	50%・38%

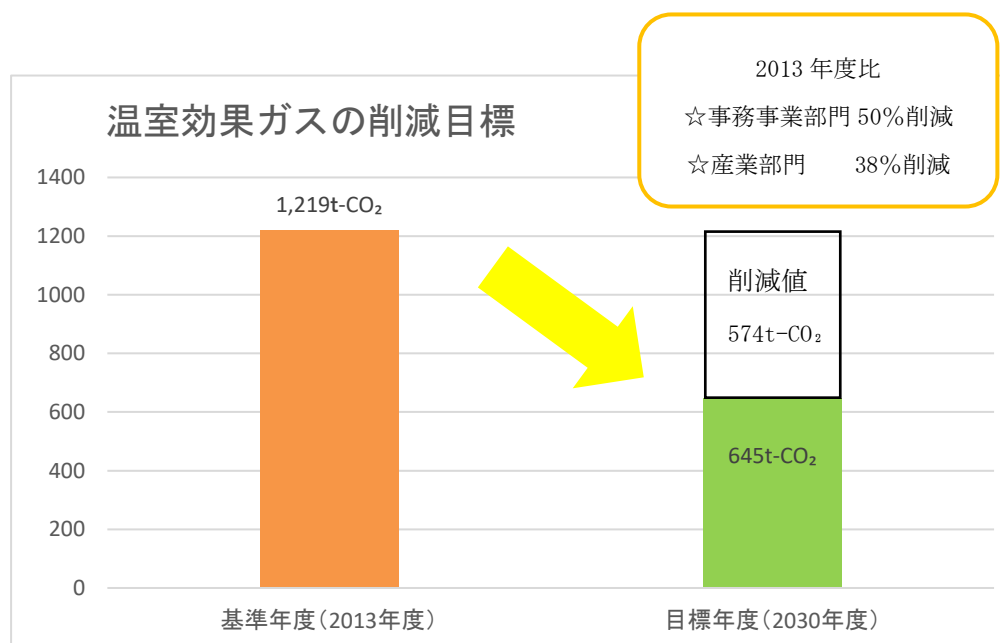
2013年度施設別排出量

(単位：t-CO₂)

庁舎施設	水道施設	水産施設	廃棄物施設	公用車	学校等施設	社会教育施設	温泉施設	計
313	97	36	8	52	379	44	290	1,219
26%	8%	3%	1%	4%	31%	3%	24%	100%

削減目標値 庁舎施設等合計値 (929t-CO₂ × 50%) + 温泉施設 (290t-CO₂ × 38%)

削減目標値 574t-CO₂ = 464t-CO₂ + 110t-CO₂



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

① 職員等の取組み

庁内全体で次に示す地球温暖化対策を推進します。

【日常業務に関する取組】

項目	取り組み内容	省エネ効果 (※)
空調	・執務室の温度を夏は高めの28℃、冬は低めの20℃にする。また、気候に合った服装にします	冷房時の温度設定を1℃高めに設定(1万㎡クラスの事務室)すると CO ₂ 削減量約 19,560 kg/年
	・空調の運転時間を適正化します	春・秋に1日30分の運転時間を短縮すると CO ₂ 削減量約 193 kg/年
	・季節に応じて、ドアや窓の開閉により空調の使用を控える	
給湯等	・給湯温度を季節に応じて調整することで、ボイラーなどで使用されるエネルギー使用量を削減します	1日に100ℓのお湯を使う場合、夏場の温度設定を2℃緩和させると CO ₂ 削減量約 15 kg/年
	・電気ポットは、低めの温度で保温し、長時間使用しない場合はコンセントからプラグを抜きます	6時間保温した場合と、保温しないで再沸騰した場合を比較すると CO ₂ 削減目標 38 kg/年
照明	・不要な照明は、こまめに消します ・昼休み中は、来客スペースを除き消灯します	36Wの蛍光灯190本使用している事務所で1日1時間の消灯を行うと CO ₂ 削減量約 549 kg/年
OA機器電気製品の適	・長時間使用しない場合は、電気製品のプラグをコンセントから抜く、又は省エネモ	ノートパソコン10台で1日3時間省エネモードを実

正使用	ードにします	施すると CO ₂ 削減目標 30 kg/年
公用車の適 正使用	・ 不要なアイドリングを行いません	発進時に5秒間の省エネ意識を持ち、5秒間で20 km/h程度に加速すると CO ₂ 削減量約 194 kg/年
	・ 駐停車、荷物の積み下ろし時は確実にエンジンを停止します	5秒間の停止でアイドリングストップを実施すると CO ₂ 削減量約 40 kg/年
	・ 低燃費車、低公害車を率先して使用します ・ 新たに購入する際には、低燃費車等の購入に努めます	
用紙の適正 使用	・ 両面コピー、裏面利用を徹底します	
	・ 資料の共有化や簡略化すると共に、予備は必要最小限とします	
	・ 庁内情報システムを有効活用します	
ゴミの減量 と廃棄物の リサイクル	・ ゴミの分別を徹底し資源化を促進します	
	・ 使い捨て製品（紙コップ、紙皿、弁当容器など）の使用や購入を削減するなど、会議・イベント時などのゴミの削減に努めます	
	・ 封筒・ファイルなどの再利用に努めます	
	・ 資料配布の際、封筒の使用は最小限にします。またプリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを推進します	
物品購入等	・ グリーン購入が促進されるよう、各種啓発を行います ・ 印刷物等の外部発注及び購入時には必要最小限の部数とします ・ 物品などの管理に努め、無駄な購入を防ぎます	

※省エネ効果は、一般的なオフィスを想定して算出しており標準的な目安となる削減量

出典：地球温暖化対策報告書作成ハンドブック（地球温暖化対策メニュー編 2016 東京都）

家庭の省エネ大辞典（省エネルギーセンター）、環境省資料

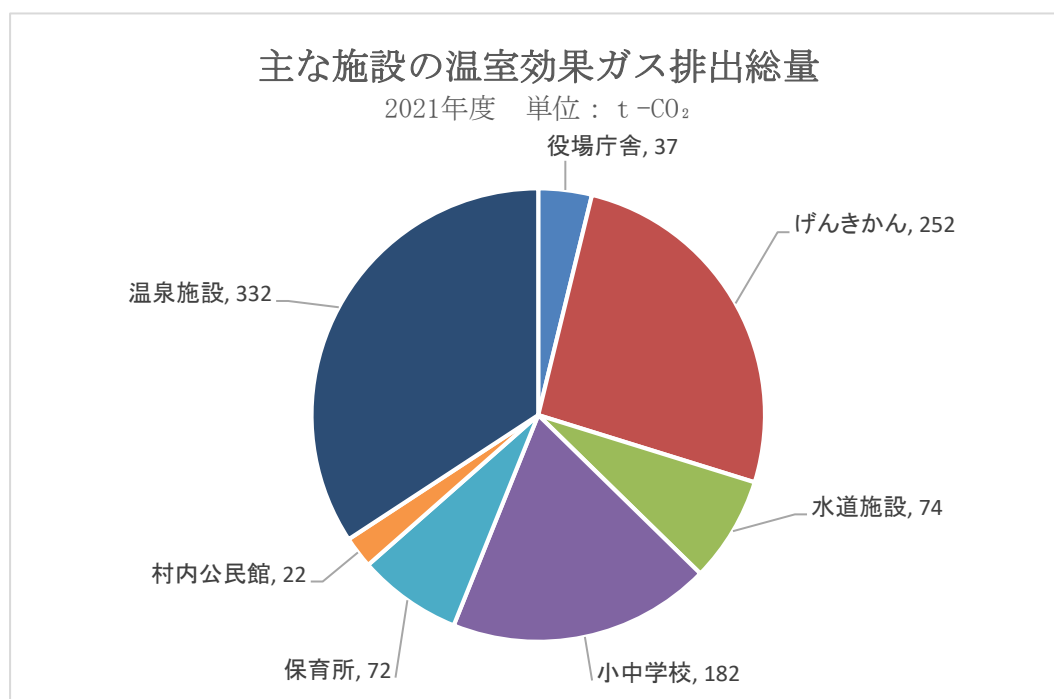
② 庁舎管理等の取組み

2021年度における当村の施設別温室効果ガス排出量の94%は、以下の施設が占めており、排出量の削減を行うには、これらの施設等で省エネ・省資源化の取組みが不可欠であります。

今後は、空調や照明、給湯などの庁舎設備機器等の運転管理や新規購入等、全ての段階において温室効果ガス排出量の削減や抑制に努めます。

大量に温室効果ガスを排出している施設（2021年度）

施設等名称	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	比率 (%)
役場庁舎	37.1	3.6
総合福祉センターげんきかん	252.6	24.4
水道施設	73.5	7.1
小中学校	181.7	17.6
保育所	71.8	6.9
村内公民館	21.7	2.1
温泉施設 (ゆんゆん・海峡の湯)	331.9	32.1
合計	970.3	93.8



庁舎・出先機関等の施設・設備管理責任者は、施設・設備管理担当者と共に、次に示す地球温暖化対策を推進します。

施設・設備管理担当職員は、庁舎・出先機関の職員への地球温暖化対策に関する啓発等に努め、施設利用者等への地球温暖化対策に関する呼びかけを行い、地球温暖化対策を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	主な取り組み内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・温度管理を徹底しながら、機器の間欠運転や交互運転を行います ・冷暖房開始時には、外気の流入等に注意し窓やドアの開閉を行います ・空調機器等立ち上がり時間を短縮します ・フィルター類の清掃回数を増し、目詰まり防止に努めます
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な照度を保ちつつ、不要な照明を消灯します ・自販機等の照明は、夜間運転を停止します
給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーや燃焼機器の空気比を調整します ・給湯温度・循環水量の適正化に努めます

【庁舎等の設備機器補修や改善に関する取組】

項目	主な取り組み内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・送風機にインバーターを設置し、風量を調整します ・ポンプにインバーターを設置し、圧力・流量に対応して運転します
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明区分回路を使用区分に合わせて細分化し、こまめに消灯します ・既存照明器具の安定器をインバータータイプにします ・補助照明や常時灯等をLED照明にします
給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・換気弁・配管等の断熱を強化します ・節水コマ・節水器具を設置します

【庁舎等の設備機器更新等に関する取組】

項目	主な取り組み内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源機器容量と台数を適切にして、部分負荷時効率を向上させます ・BEMSを導入し、空調設備の総合効率の向上を図ります
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率変圧器の採用と負荷バランスの平準化を図ります ・コンデンサ・リアクトルを低損失タイプにします
給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・局所式の採用を検討します
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車はエコカーの導入に努めます

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

風間浦村事務事業編を推進するために、村長を本部長とする「風間浦村地球温暖化対策推進本部」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 風間浦村地球温暖化対策推進本部

村長を本部長、副村長及び教育長を副本部長とし、実行責任者は、総務課長をもって充てることとし、各課等の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。

推進本部は、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定や進捗状況の報告を受け、取組み方針の指示を行います。

② 風間浦村地球温暖化対策推進本部事務局

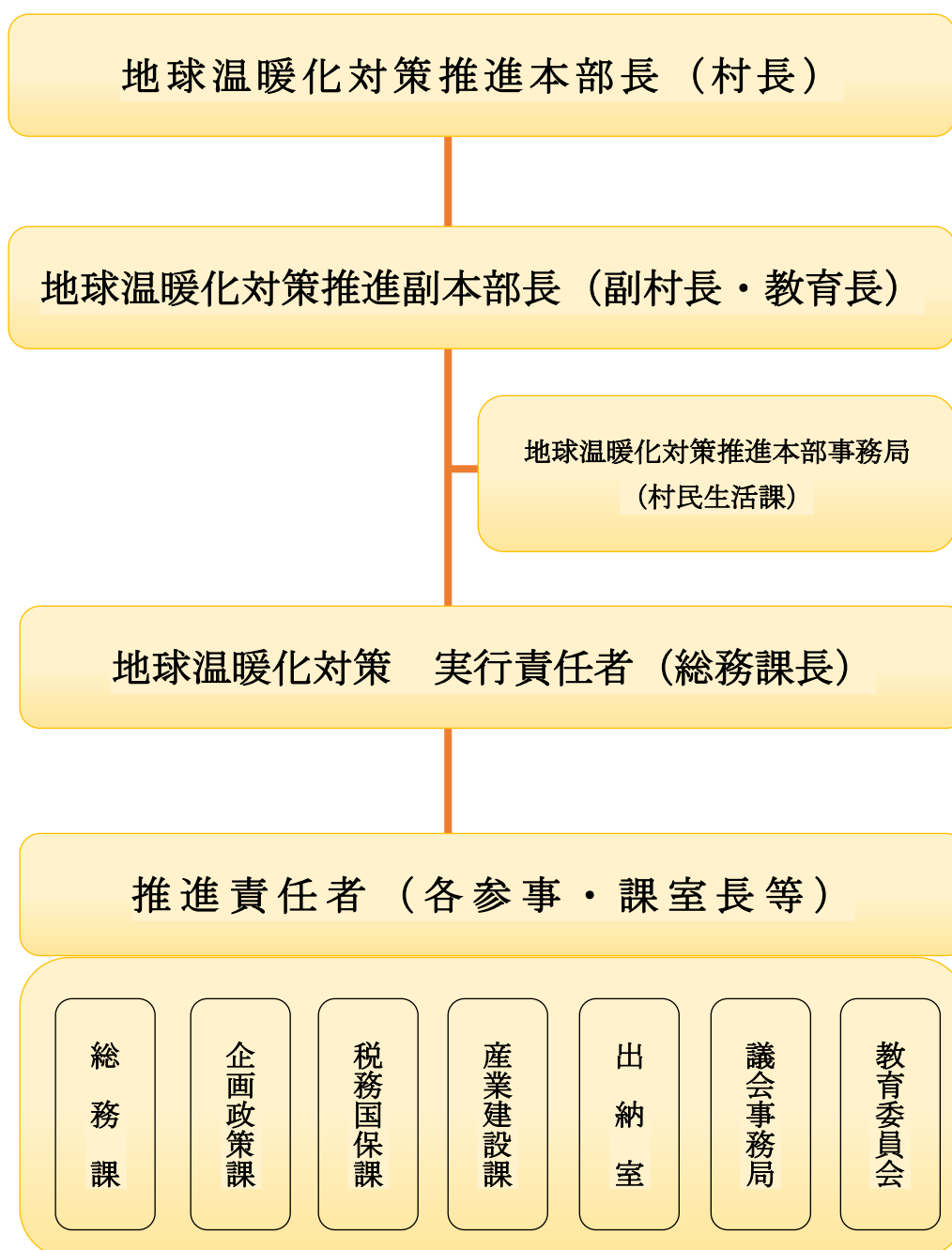
村民生活課長を事務局長とし、村民生活課職員で構成します。

事務局は、推進本部の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握すると共に、推進本部に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

推進体制図



(2) 点検・評価・見直し体制

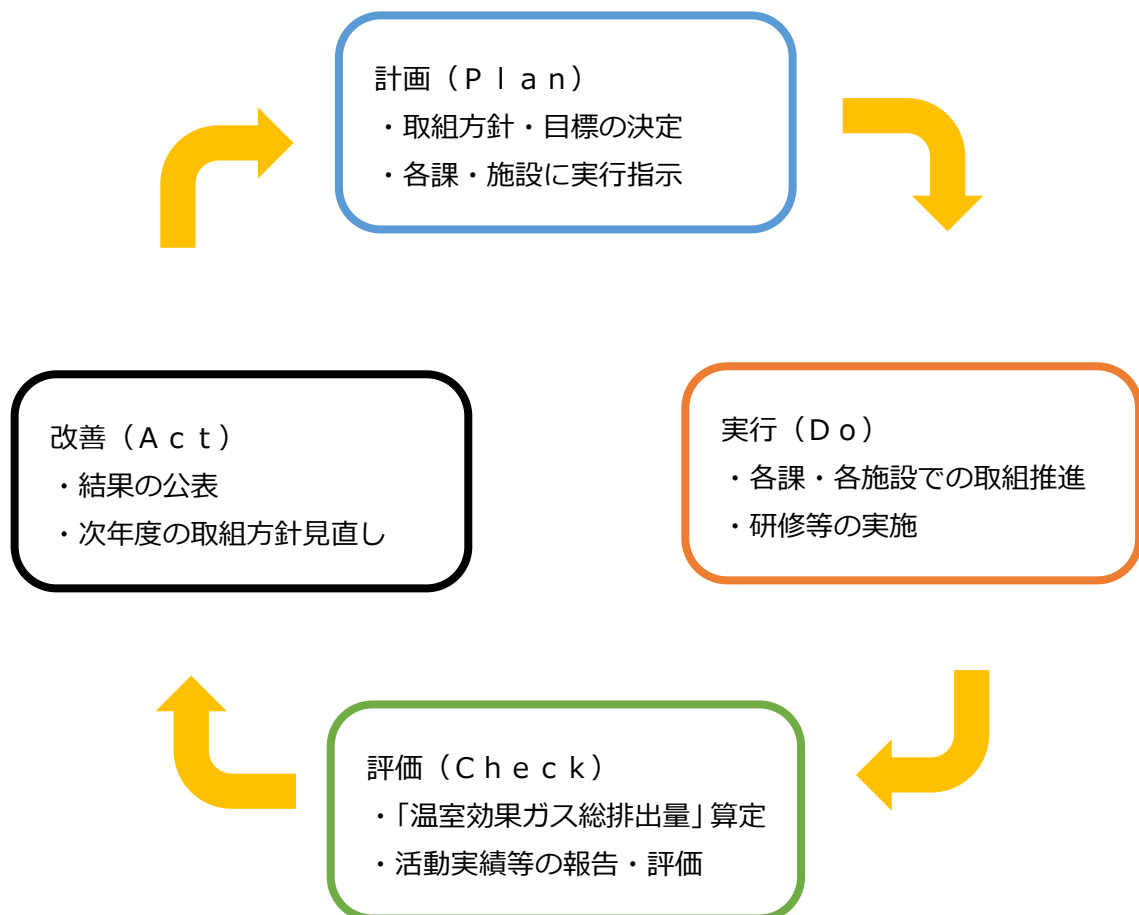
風間浦村事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年
の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、風間浦村事務事業編の見直しに向けたPD
CAを推進します。

① 毎年のPDCA

風間浦村事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行いま
す。事務局はその結果を整理して推進本部に報告します。推進本部は毎年1回進捗状況の点
検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進本部は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定要
否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に風間浦村事務事業編の改定を行いま
す。



毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

風間浦村事務事業編の進捗状況は、村の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

■参考資料

対 象 施 設

No	対 象 施 設 一 覧	2013 年度排出量 (t-CO ₂)	2021 年度排出量 (t-CO ₂)
1	風間浦村役場庁舎	42.6	37.1
2	甲 集 会 所	—	0.7
3	旧小学校（蛇浦・易国間・下風呂）	177.2	9.4
4	総合福祉センター げんきかん	270.2	252.6
5	村内簡易水道施設	96.5	73.6
6	あわび増殖センター	36.4	8.2
7	一般廃棄物処分場	8.2	5.1
8	公用車 ※1	51.4	38.1
9	風間浦中学校	89.5	78.6
10	風間浦小学校	—	103.1
11	風間浦保育所	112.4	71.8
12	下風呂公民館	7.8	2.4
13	桑畑公民館	2.5	1.1
14	中央公民館	24.6	15.8
15	蛇浦公民館	4.4	2.4
16	村民野球場	5.0	2.8
17	桑畑温泉 湯ん湯ん♪	290.3	201.4
18	下風呂温泉 海峡の湯	—	130.5
合計		1219.0	1034.7

※1 2013年度 18台 2021年度 22台

※ 2021年8月に下風呂・桑畑を中心に豪雨災害が発生し一時孤立

※ 保育所施設は、2016年度より指定管理に伴い車輛関係を同施設に含める

温室効果ガス排出係数

項目	固有単位	2013年度 排出係数	2021年度 排出係数	単位
ガソリン	ℓ	2.322	2.322	kg/ℓ
灯油	ℓ	2.489	2.489	kg/ℓ
軽油	ℓ	2.585	2.585	kg/ℓ
A重油	ℓ	2.710	2.710	kg/ℓ
液化天然ガス (LPG)	ℓ	5.968	5.968	kg/m ³
電気 (東北電力)	kwh	0.591	0.476	kg/kwh

※ 電気係数は年度毎で変化

温室効果ガス排出施設等調査表

調査施設	電気	A重油	灯油	軽油	ガソリン	LPガス
	Kwh	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	m ³
庁舎等施設※1						
水道施設						
水産施設						
廃棄物施設						
公用車						
学校等施設※2						
社会教育施設※3						
温泉施設※4						

※ 毎年度5月末に各課・施設取りまとめ、事務局へ報告

※1 庁舎等施設 (役場庁舎・げんきかん・甲集会所・旧小学校)

※2 学校等施設 (保育所・小学校・中学校)

※3 社会教育施設 (中央公民館・蛇浦公民館・桑畑公民館・下風呂公民館・村民野球場)

※4 温泉施設 (桑畑温泉湯ん湯ん♪・下風呂温泉海峡の湯)

風間浦村地球温暖化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 風間浦村地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）に対する取組を全庁的に推進するため、風間浦村地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定、推進に関すること。
- (2) 実行計画の点検、評価、見直しに関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、実行責任者及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、村長をもって充て、副本部長は副村長及び教育長をもって充てる。
- 3 実行責任者は、総務課長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 参事
- (2) 会計管理者
- (3) 村長の事務部局の課長等
- (4) 議会事務局長
- (5) 教育委員会の事務局部局の課長

(本部長、副本部長及び実行責任者の職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 実行責任者は、地球温暖化対策内容を掌握し、これを推進する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外のものに会議へ出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 推進本部は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、職員のうちから本部長が指名する。
- 3 部会は、本部長が指示する事項について調査検討し、その結果を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、村民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則 この要綱は、公布の日から施行する。（令和4年12月13日公布）

2013年度村事務及び事業におけるエネルギー消費の内訳

施設名等	電気	A重油	灯油	ガソリン	軽油	LPガス
	(kWh)	(L)	(L)	(L)	(L)	(m)
役場庁舎	35,545		8,419			112
総合福祉センターげんきかん	217,852	51,500	44			301
庁舎関係の計	253,397	51,500	8,463	0	0	413
下風呂浄水場	54,632					
甲ポンプ室	29,954					
滝ノ上ポンプ室	172					
桑畑浄水場	6,318					
易国間浄水場	45,436					
蛇浦浄水場	15,594					
蛇浦小学校通りポンプ室	7,316					
潜石ポンプ室	3,861					
水道関係の計	163,283	0	0	0	0	0
あわび増殖センター	57,865		510			152
水産施設の計	57,865	0	510	0	0	152
一般廃棄物最終処分場	13,715		38			0
廃棄物施設の計	13,715	0	38	0	0	0
エステイマ 72-15				1,405		
エステイマ 31-96				1,995		
レガシー 67-78				1,469		
プリウス 30-69				856		
プリウス 60-45				782		
軽ワゴン 87-92				788		
大型バス 3-27					1,771	
マイクロバス 6-84					1,689	
水道トラック 59-62					1,679	
パトロールカー 7-40				1,178		
軽トラ 17-82				667		
競輪号 11-91				623		
博愛号 78-28				584		
ウイングロード 31-77				921		
マーチ 31-78				798		
リサイクル車 26-33					132	
霊柩車 92-94				273		
保育所送迎バス 1-85					3,530	
公用車の計	0	0	0	12,339	8,801	0
下風呂小学校	78,165		12,140			13
易国間小学校	31,424		13,434			39
蛇浦小学校	30,106		12,237			41
風間浦中学校	77,453		17,500			34
風間浦保育所	181,956		956			424
学校施設の計	399,104	0	56,267	0	0	551
中央公民館	22,395		4,367			82
下風呂公民館	4,756		1,955			14
蛇浦公民館	4,088		788			10
桑畑公民館	3,903		38			9
風間浦村民野球場	8,357		0			0
社会教育施設等の計	43,499	0	7,148	0	0	115
桑畑温泉「湯ん湯ん♪」	118,271	80,032		10		596
	118,271	80,032	0	10	0	596
合計	1,049,134	131,532	72,426	12,349	8,801	1,827

2021年度村事務及び事業におけるエネルギー消費の内訳

施設名等	電気	A重油	灯油	ガソリン	軽油	LPガス
	(kWh)	(L)	(L)	(L)	(L)	(m ³)
役場庁舎	29,992	0	8,912	0	0	116
総合福祉センターげんき	205,509	56,000	860	0	0	155
旧下風呂小学校	10,328					
旧易国間小学校	6,636					
旧蛇浦小学校	2,742					
甲集会所	1,421					
庁舎関係の計	256,628	56,000	9,772	0	0	271
下風呂浄水場	35,586					
甲ポンプ室	9,280					
滝ノ上ポンプ室	0					
桑畑浄水場	5,172					
易国間浄水場	77,706					
蛇浦浄水場	397					
蛇浦小学校通りポンプ室	23,983					
潜石ポンプ室	2,395					
水道関係の計	154,519	0	0	0	0	0
あわび増殖センター	15,661		146			66
水産施設の計	15,661	0	146	0	0	66
一般廃棄物最終処分場	10,592		40			0
廃棄物施設の計	10,592	0	40	0	0	0
マーチ 98-82				493		
博愛号 43-18				284		
ウイングロード31-77				1,059		
アトレー 12-26				1,081		
クリッパー 29-13				360		
霊柩車 92-94				146		
エスティマ 31-96				864		
中型バス 2-46					2,461	
アルファード 4-25				818		
エスティマ 72-15				217		
プリウス 60-45				417		
ルーミー 80-68				377		
シェンタ 9-69				885		
ハイエース 57-85				714		
フィット 8-92				580		
アルト 74-70				293		
マイクロバス 3-27					756	
大型バス 4-29					257	
軽トラ 89-23				634		
軽トラ 89-24				1,198		
水道トラック 59-62					938	
パトロール車 7-40				1,078		
公用車の計	0	0	0	11,498	4,412	0
風間浦中学校	81,448	0	25,790	0	0	23
風間浦小学校	104,445	0	11,613	0	0	0
風間浦保育所	127,979	0	371	170	2,555	493
学校施設の計	313,872	0	37,774	170	2,555	516
中央公民館	17,990	0	2,869	0	0	12
下風呂公民館	2,667	0	436	0	0	3
蛇浦公民館	3,428	0	318	0	0	1
桑畑公民館	2,030	0	50	0	0	1
風間浦村民野球場	5,909	0	0	0	0	0
社会教育施設等の計	32,024	0	3,674	0	0	17
桑畑温泉「湯ん湯ん♪」	98,211	55,660	431	0	0	458
下風呂温泉 海峡の湯	130,407	0	27,480	0	0	0
温泉施設等の計	228,618	55,660	27,911	0	0	458
合 計	1,011,914	111,660	79,317	11,668	6,967	1,328